

設計業務 公募実施要領

件 名	新愛知県不動産会館設計業務 (名古屋市西区城西5-1-14)
発 注 者	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会
業 務 内 容	基本設計、実施設計、工事監理、その他付随する業務、会議等の同席・資料作成・運営支援及び関係先への説明・資料作成
業 務 委 託 料	平成31年国土交通省告示第98号に準ずる
参加資格	1. 参加資格を有する者は、次の用件の全てに該当する者とする。 (1)参加者は、日本国内に住所を有する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める一級建築士の資格を有すること。 (2)参加者は、本業務が完了するまで、本業務を責任をもって統括する立場（管理技術者※1）として従事すること。 (3)参加者が代表又は所属する企業（以下「参加事務所」という。）は、建築士法第23条の規定する一級建築士事務所の登録をし、一級建築士数3名以上（所属する一級建築士の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料を添付すること。）且つ、愛知県内に事務所を有すること。 (4)参加事務所は、本手続への参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に国や地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。なお、指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。 (5)参加事務所は破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。 (6)過去10年間に於いて事務所同種1,500㎡以上の実績が1件以上あること。 ※1「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37条）第15条の定義による。 2. 参加制限等 (1)本参加については一者単独とし、共同体企業での参加は認められない。 (2)参加1社につき提案は1件とし、参加事務所からの重複参加は認めない。 (3)参加事務所は他の参加事務所の協力事務所になれない。 (4)設計業務・施工業務は別々の会社とするため、設計業者に選ばれた場合、施工業者募集には参加することができない。 (5)参加できない者 ①公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会の愛知県不動産会館建設特別委員会の委員 ②上記①に掲げる者が自ら又はその家族が主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者

	③以下のいずれかに該当する場合 ・役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が反社会的勢力であると認められる場合 ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合 ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合 ・役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合 ・役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
選 定 方 法	1次審査：設計チームの能力及び技術提案の書類審査 2次審査：面接・プレゼンテーション 令和3年3月26日（金）を予定 ※1次審査に提出した「技術提案書」の内容をパワーポイントを使用して説明する。 ・選定結果は、文書にて通知するものとする。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。 ・正式な決定は令和3年4月19日（月）（予定）の理事会承認後を予定。
提 出 書 類	①参加表明書（様式1）、②技術提案書（様式2・3）、③業務の実施方針（様式4）、会社の概要・規模（様式5）、会社の主要業務実績（様式6） ※枚数については様式3のみ3枚迄とする。その他は各1枚のみとする。 業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項（会員・役員・職員の要望・意見の汲み上げと調整方策を含む。）を簡潔に記述すること。 以上の書類各正1部、副20部を、令和3年2月19日（金）～令和3年2月26日（金）の期間内に、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部（下記問合せ先）迄ご郵送（簡易書留に限る）又はご持参（土日除く・要事前連絡）ください。その際、封筒のわかりやすい箇所に「新会館設計業務応募書類在中」と記してください。応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。
内 覧	随時、行っております。 下記問合せ先までご連絡下さい。
質 疑	ご質問等については、すべて文書によりお受付致します。ご質問等のある方は、A4版（タテ使い）1枚に質問事項を簡条書きで簡潔にまとめ、令和3年2月12日（金）までに事務局へ郵送又はFAXにてご提出下さい。 質問と回答は、2月18日（木）に（公社）愛知県宅地建物取引業協会ホームページへ掲示予定。
そ の 他	・提案書等の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。 ・最優秀者が代表又は所属する企業を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。但し、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取の相手方となり得ない事項が生じた場合には、優秀者が代表又は所属する企業を見積書の徴取の相手方とする。
問 合 せ 先	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 事務局 所在地：名古屋市西区城西5-1-14 電 話：052-522-2575 FAX：052-521-1837